

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

医療機関における被虐待児童の実態に関する調査

<実施主体名>

PwCコンサルティング合同会社

<調査研究報告書の概要>

■ 事業の目的

医療機関と児童相談所がより良い連携体制を構築し、被虐待児に対して「児童の最善の利益」に資する支援を入院時から退院後まで一貫して行うために活用される基礎資料の作成

■ 事業概要

① アンケート調査

- 対象：全国935か所の医療機関（日本小児科学会の教育研修施設、五類型病院、各都道府県の保健医療計画で小児の救急輪番に参加している病院のいずれかに該当する施設）
※郵送アンケート、2019年2月実施
- 主な調査項目：被虐待児と疑われる子どもの受入体制、対応実績、入院実態、通告実態、社会的入院の詳細、未通告事例の詳細、連携不良事例の詳細

② ヒアリング調査

- 対象：医療・福祉連携において模範となる医療機関と児童相談所のペア3地域6機関
- 主な調査項目：組織概要、医療と福祉の連携の接点、医療と福祉の情報共有の場、より良い虐待対応に向けた課題 ※2019年1～3月実施

③ 事業検討委員会

- 構成員：医師、児童相談所職員、医療ソーシャルワーカー

■ 調査結果

① 社会的入院

- 回答医療機関のうち、虐待の疑いがある子どもが1人以上社会的入院していた医療機関は29.6%あり、15日以上社会的入院が1人以上いた医療機関が15.6%であった。
- 医療機関の本来の機能でない社会的入院をなくしていくには、社会的入院に至ったパターンを鑑み、適切な社会的養育の受け入れ先の不足に着目して改善を行う必要がある。

② 通告状況

- 医療機関が虐待を疑っている入院児のうち、実際に児童相談所に通告されている事例は34.7%、市町村に通告されている事例は20.2%であった。
- 未通告事例の約7割が、行政に養育支援依頼をする等、関係機関へ連携していた。
- 虐待の疑いがある子どもについて、通告すべきか、支援のための関係機関との連携の方が適切か、医療機関が悩みながら判断している実態が明らかとなった。

③ 医療と福祉の連携

- 医療と福祉が連携して子どもにとって最善の対応をするためには、社会的養育の受け入れ先の不足というハード面と、医療と福祉の納得し合える関係というソフト面のそれぞれにポイントがあることが明らかとなった。
- 医療と福祉の納得し合える関係でカギとなるのは、医療ソーシャルワーカーの存在であることが考えられた。